



発行 東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一

公告

○特定非営利活動法人の認定……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…二
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…二
○東京都立海上公園の有料公園の無料公開……………(港湾局臨海開発部海上公園課)…三

雑報

○全国自治宝くじの発売(二一件)……………(全国自治宝くじ事務協議会)…四

告示

●東京都告示第千四百二十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第二項の規定により、平成二十三年東京都告示第八百四十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同條第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、

次のとおり告示する。

平成二十六年十月二十日

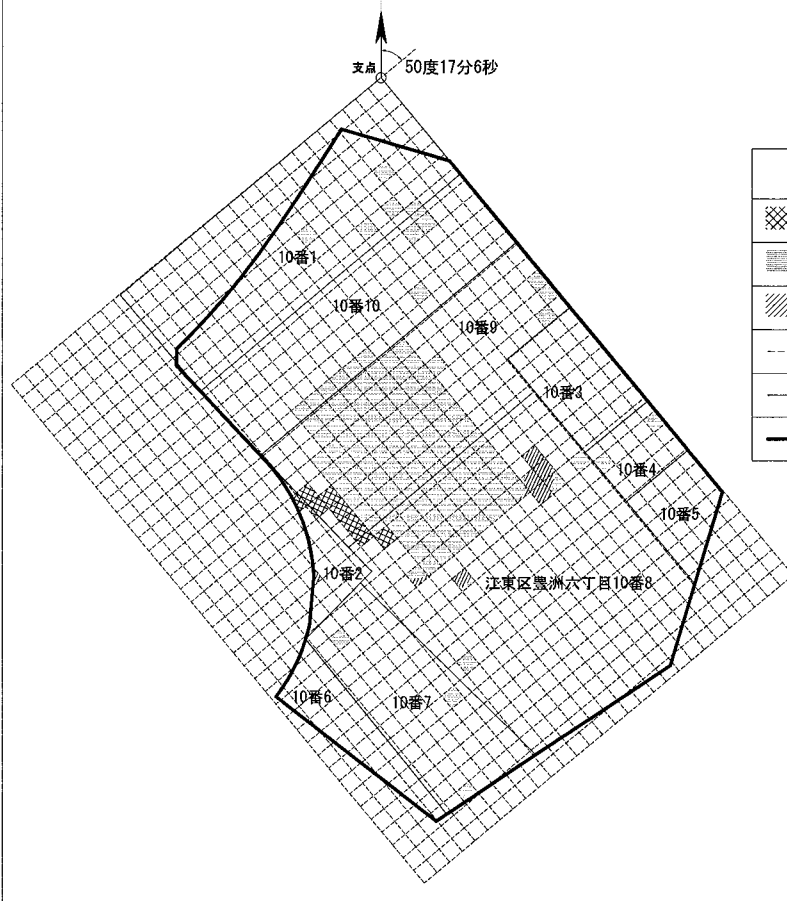
東京都知事 舛添 要一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区豊洲六丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項及び第二項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染状況調査の実施

別図



【凡例】

	平成23年東京都告示第846号による指定を解除する区域
	形質変更所要届出区域 (平成23年東京都告示第846号により指定した区域)
	形質変更所要届出区域 (平成23年東京都告示第1745号により指定した区域)
	単位区画境界線
	筆界
	調査範囲

【支点】

支点は、江東区豊洲六丁目10番1の最北端の地点とする。

【格子の回転角度：50度17分6秒】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心に右回りに回転させた角度を示す。

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十月二十日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人生態工房

二 代表者の氏名

安部 邦昭

三 主たる事務所の所在地

東京都武蔵野市吉祥寺本町四丁目九番地二十二号 フ

ラットK一〇一

四 認定の有効期間

平成二十六年十月九日から平成三十一年十月八日まで

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう

<p>とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年十月二十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>平成二十六年十月二十日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p>	<p>十三 変更日 平成二十六年六月二十五日ほか</p> <p>十四 届出日 平成二十六年九月二十四日</p> <p>十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十六 縦覧期間 平成二十六年十月二十日から平成二十七年二月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 蒲田東急プラザ、蒲田駅ビル東館、蒲田駅ビル西館</p> <p>二 店舗所在地 大田区西蒲田七丁目六十九番一号ほか</p> <p>三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか三名</p> <p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか</p> <p>五 変更後の開店時刻 午前六時ほか</p> <p>六 変更後の開店時刻 午前六時ほか</p> <p>七 変更前の閉店時刻 午前零時ほか</p> <p>八 変更後の閉店時刻 午前零時ほか</p> <p>九 変更前の来客が駐車場を利用する時間帯 午前九時から午後十時十五分までほか</p> <p>十 変更後の来客が駐車場を利用する時間帯 午前六時三十分から午後十時三十分までほか</p> <p>十一 変更日 平成二十六年十月九日</p> <p>十二 届出日 平成二十六年九月二十九日</p> <p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十四 縦覧期間 平成二十六年十月二十日から平成二十七年二月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>一 店舗名 蒲田東急プラザ、蒲田駅ビル東館、蒲田駅ビル西館</p> <p>二 店舗所在地 大田区西蒲田七丁目六十九番一号ほか</p> <p>三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか三名</p> <p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか</p> <p>五 変更を行った設置者名 東急不動産株式会社ほか一名</p> <p>六 変更前の設置者の代表者名 植木 正威(東急不動産株式会社)ほか</p> <p>七 変更後の設置者の代表者名 三枝 利行(東急不動産株式会社)ほか</p> <p>八 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社東急ストアほか百六十四名</p> <p>九 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社東急ストアほか七十九名</p> <p>十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社東急ストアほか一名</p> <p>十一 変更前の小売業者の代表者名 高橋 一郎(株式会社東急ストア)ほか</p> <p>十二 変更後の小売業者の代表者名 須田 清(株式会社東急ストア)ほか</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年十月二十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>平成二十六年十月二十日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p>	<p>東京都立海上公園の有料公園の無料公開について</p>

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第七号)第十五条第二号の規定に基づき、東京都立海上公園の有料公園を次のとおり無料公開する。

平成二十六年十月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 無料公開する有料公園

東京都立東京港野鳥公園

二 無料公開日

平成二十六年十一月二十四日

雑 報

全国自治宝くじ事務協議会告示第百三十四号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成二十六年十月二十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 舛 添 要 一

一 名称 第六百六十九回全国自治宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 四億九千万枚 千四百七十億円
(三十億円を一単位(一ユニット)として四十九単位(四十九ユニット)。ただし、状況によりユニット単位で増減する場合があります。)

四 証券金額 一枚三百円
五 証券型式 開封式
六 発売期間 平成二十六年十一月二十一日から同年十二月十九日まで
七 抽せん期日 平成二十六年十二月三十一日
八 当せん金支払開始期日 平成二十七年一月六日

九 当せん金の額及び当せん金の数
等 級 当せん金 当せん本数
一等 五億円 一本
一等の前後賞 一億円 二本
一等の組違い賞 十億円 九十九本
二等 二千万円 二本
三等 百万円 百本
四等 五万円 千本
五等 三万円 十萬本
六等 三百円 百萬本

計 百十万一千二百四本
備考 一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。
当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。
十 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

備考 百十万一千二百四本
一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。
当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。
十 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第百三十五号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 平成二十六年十月二十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会
 会長 東京都知事 舛添 要一

一 名称 第六百七十回全国自治宝くじ
 二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
 三 発売の数及び総額 一億九千万枚 五百七十億円
 (三十億円を一単位(一ユニット)として十九単位(十九ユニット)。ただし、状況によりユニット単位で増減する場合があります。)

四 証券金額 一枚三百円

五 証券型式 開封式
 六 発売期間 平成二十六年十一月二十一日から同年十二月十九日まで

七 抽せん期日 平成二十六年十二月三十一日

八 当せん金支払開始期日 平成二十七年一月六日

九 当せん金の額及び当せん金の数	当せん金	当せん本数
等 級		
一等	七千万円	十本
二等	七百万円	二十本
三等	七十万円	二百本
四等	七万円	千本
五等	七千円	二万本
六等	三百円	百万本
計		百二万一千二百三十本

備考 当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

- 十 注意事項
- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 - (二) 証券は、転売できない。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002